

令和 6 年 5 月 10 日現在

機関番号：12601

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2021～2023

課題番号：21K01992

研究課題名（和文）韓国におけるベーシックインカム構想と後発福祉国家のゆくえ

研究課題名（英文）Basic Income Policies in South Korea and the future of late-coming welfare states

研究代表者

金 成垣（Kim, Sung-won）

東京大学・大学院人文社会系研究科（文学部）・准教授

研究者番号：20451875

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,200,000円

研究成果の概要（和文）：本研究においては、韓国で最近盛んになっているベーシックインカム（以下、BI）構想に着目して、(1)近年とくにコロナ禍の韓国で急速に広がっているBI導入論とその実験的実施の実態を把握し、(2)韓国におけるBI構想の政策的文脈とその意味を後発福祉国家論の視点から検討し、それをふまえて、(3)BIをめぐる韓国の経験が、韓国およびアジアにおける後発福祉国家のゆくえに対して示す理論的および政策的インプリケーションを明らかにした。

研究成果の学術的意義や社会的意義

従来の研究では、韓国における福祉国家の「未発展」あるいは「低発展」が前提とされることが多く、そこには、「未発展から発展へ」というキャッチアップ的考え方が強く反映されていた。その考え方からは、韓国の特徴や国際的な位置づけを「未発展から発展へ」の過程の途中のものでしか捉えられない。本研究では、そのようなキャッチアップ的な考え方から離れて、むしろ脱キャッチアップの視点から韓国におけるBI構想を捉えようとした。それを踏まえて、BI構想にみる韓国の経験が、韓国のみならず、アジアの福祉国家のゆくえに対して示す理論的および政策的インプリケーションを明らかにした。

研究成果の概要（英文）：In this study, I focused on the Basic Income (BI) policy, which has recently become popular in South Korea, and tackled the following issues. (1) Understanding the debate on BI policy, which has spread rapidly in South Korea in recent years, especially during the pandemic, and its experimental implementation, (2) Investigating the policy context of the BI in South Korea and its meaning from the perspective of the late-coming welfare state theory, (3) Clarifying the theoretical and policy implications of South Korea's experience with BI for the future of late-coming welfare states in Asian countries.

研究分野：福祉社会学，比較福祉国家論

キーワード：韓国 後発福祉国家 ベーシックインカム アジア 脱キャッチアップ

様式 C-19、F-19-1 (共通)

1. 研究開始当初の背景

近年、韓国では、アカデミズムの世界だけでなく、政治の現場においてもベーシックインカム（以下、BI）に関する議論が活発に行われている。BI の政策的実験を行う自治体もあらわれている。何より、現在のコロナ禍で発生した失業・貧困問題への対応として、BI 的な性格をもつ給付金が迅速に実施されたことをきっかけに BI 導入論が急速に広がっている。このような韓国の経験は、比較福祉国家研究の視点からしてどう捉えればいいのか。

21 世紀に入り比較福祉国家研究の分野では、韓国に関する研究が活発に展開されるようになった。その背景には、1990 年末のアジア通貨危機に発生した大量失業・貧困問題をきっかけに韓国が福祉国家化に乗り出したことがあった。そのなかで申請者は、遅れて福祉国家化に乗り出した後発国が選択した新しい福祉国家化のパターンは何かを問う、後発福祉国家論という独自の視点を開発し、それにもとづいて韓国を含むアジア諸国・地域の諸政策・制度について分析を行ってきた（金成垣 2008；2016；金成垣編 2010；金成垣ほか編 2017）。この後発福祉国家論の視点からして、韓国における BI 構想をいかに捉えるかが重要な課題として浮かび上がる。

2. 研究の目的

本研究においては、韓国における BI 構想に着目して、次の課題に取り組むことを目的とした。

(1) 韓国で急速に広がっている BI 導入論とその政策的実験の展開を把握する。(2) 韓国における BI 構想の政策的文脈とその意味について国際比較の視点から検討する。(3) BI をめぐる韓国の経験が、韓国およびアジアにおける後発福祉国家のゆくえに対して示すインプリケーションを明らかにする。

3. 研究の方法

本研究では、フィールド調査と文献研究を通して上記の課題に取り組んだ。(1) フィールド調査としては、主に韓国を訪問し、関連研究者や政策立案者および実務家へのヒアリング調査や関連資料収集を行った。(2) 文献研究に関しては、BI に関する論文や研究書および報告書を通して、韓国国内外における BI をめぐる社会科学諸分野の多様な議論や各国の経験を検討した。

4. 研究成果

(1) 韓国で広がっている BI 導入論とその政策的実験の展開については、以下のように整理することができる。

①BI をめぐる議論の始まり：2000 年代

BI が韓国で初めて紹介されたのは、2002 年の論文「新しい社会的権利としての BI」（ソン・ウンミ 2002）である。同論文では主に、1990 年代末のアジア通貨危機以降にみられた労働市場の変化、とくに非正規雇用など不安定就労の拡大に対して従来の社会保障制度がそれにうまく対応できていないことを指摘し、その改革案として BI 導入を主張していた。

ただし当時は、アジア通貨危機をきっかけとして整備されはじめた社会保障制度をいかに充実したものにするかが現実的な課題となっており、その社会保障制度にとって代わる新しい政策としての BI に関しては多く注目されることがなかった。その後いくつか BI に関する研究論文が発表されるが（イ・ミョンヒョン 2007；クァク・ノワン 2007 など）、BI に関する概念や西欧での議論の紹介が主な内容であり、韓国の現実に合わせた議論は少なかった。

2007 年の大統領選挙では、韓国で初めて政治の現場で BI に関する議論が登場した。韓国社会党のクン・ミン候補が「国民 BI」を公約として提示したのである。政治の現場で初めての試みということで大きな意味があったものの、少数政党という限界もあって、それによって BI への関心が広がることはなかった。

②理論的論争の広がり：2010 年前後

2009 年になると、韓国の労働組合のナショナルセンターである全国民主労働組合連盟の政策研究所から「即時的かつ無条件の BI のために」（カン・ナムフンほか 2009）という報告書が出された。同報告書では BI に関する理論を整理し「韓国型 BI」を提案した。同報告書をきっかけに、その後いくつか注目すべき動きがあらわれた。

同年、同報告書の執筆に参加していた研究者を中心に、BI 運動を展開するための組織として「BI 韓国ネットワーク」が創立された。翌年の 2010 年には、同組織が主催となって「BI 国際学術大会」が開催された。この時期を前後として、同組織のメンバーによる BI に関する報告書や研究書および論文などが多数発表された（カン・ナムフンほか 2009；カン・ナムフン 2010；2013；クァク・ノワン 2013；2015 など）。

BI 国際学術大会とそれを前後とした BI 韓国ネットワーク・メンバーによる論文発表が、それに対する反論を呼び起し、それが論争として展開されることとなった。大会や論文の内容が、BI の歴史とともにその理念や哲学また規範的な意味などと関連する理論的な議論が中心であったこともあり、当時の論争は、主に資本主義社会における生産関係や賃労働また階級闘争や労働運動などのかかわりで BI の是非を理論的に検証するものであった。当時の論争は、具体的な政策提言とその賛否をめぐる政策論的なものには至らなかった。

③政策論的論争と政策的実験：2010年半ば以降

2010年代半ば以降になると、BIが理論的な議論を超え、政策論的な議論へと展開することとなった。AIがプロ棋士との囲碁対局で勝利をしたことが話題となり、「雇用なき将来」との関連でBIが議論されるようになったことや、スイスで行われたBIの導入賛否をめぐる国民投票がメディアで大きく報道されたことなどを背景に、「韓国社会福祉学会」や「批判社会福祉学会」また「社会政策連合同学術大会」など、社会保障制度関連のメイン学会でBI関連テーマが取り上げられた。BIに関する世界的な学術大会である「BIEN世界大会」の第16回大会が、アジア初として韓国で開催されたことやそれをきっかけとしてBIに関する翻訳書が多数出版されたことも、BIへの関心の高まりに大きく貢献した。このすべてが、2016～17年の出来事である。

この時期以降のBIに関する議論をみると、単にBIへの関心が量的に拡大しただけでなく、その内容に関して大きな変化がみられたことが注目に値する。すなわち、理論的な論争が中心であった以前の議論とは異なり、BIが、従来の社会保障制度改革の現実的な改革案として登場し、それをめぐる政策論的な論争が始まったのである。

上記の「社会政策連合同学術大会」ではまさに、「BIが、韓国社会が直面した問題を解決するための有力な代案」（ユン・ホンシク 2016：996）として注目されるようになったことを背景に、「BI、福祉国家の代案になれるか」が大会全体の企画テーマとされ、韓国におけるBI導入の賛否をめぐる議論が活発に行われた。そういった議論をふまえて、その後、アカデミズムの世界では、それまでの歴史や理念および哲学や規範などをめぐる議論をふまえて、従来の社会保障制度との関連で、BIの政策的有用性や実現可能性についての議論、またそれを超えて、韓国におけるその実際の導入のための政治的戦略や具体的な制度論的構想までもが積極的に検討されるようになった。日本語でも翻訳された『ベーシックインカムを実現する』（金教誠ほか 2018＝2021）がその代表的な研究成果の1つである。

この時期、アカデミズムの世界での議論に止まらず、ソウル市や城南市などBIの政策実験を行う自治体があらわれたことも興味深い（金教誠ほか 2021：第6・7章；金成垣 2022：第6章）。当時、何より注目に値するのが、自治体におけるBIの政策実験が、BIに関する政策論的な議論をさらに盛り上げる役割を果たしたことである。実際に、それらの自治体におけるBIの政策実験のさいに、BI導入を主張する研究者が多くかかわり、BIに関する学問的な議論が現実の政策に反映される場面があらわれたといえる。

④コロナ禍での展開：2020年以降

BIが、社会保障制度の現実的な改革案としてより注目されるきっかけとなったのが、2020年初頭にはじまったコロナ禍であった。感染症の拡大とその防止策の実施によって、パートやアルバイトなどの非正規労働者および自営業また個人事業主が圧倒的に多い小売や宿泊・飲食など対面サービスを中心とした業種が、厳しい規制の対象になったからである。かれらは仕事を失ったり、収入が急激に減ったりしたにもかかわらず、従来の社会保障制度にはほとんど頼ることはできず、深刻な生活困窮に直面した。

それに対応するために、「災難基本所得」や「緊急災難支援金」および「国民支援金」など、BI的性格をもつ給付金が各自治体や政府で矢継ぎ早に実施された。応急的かつ臨時的とはいえ、それらの給付金の実施によって、これまでアカデミックな研究対象あるいは政策の実験対象に止まっていたBIが、一般の人々の間でも関心が高まり現実味を帯びてきた。

たとえば、上記の給付金の実施後間もない時期に、それに触発され、地上波テレビの有名な討論番組で「BIの時代、果たして来るのか」と題し、その賛否をめぐる政治家や研究者の激しい討論が行われた（2020年6月）。他のテレビやラジオ番組、全国紙や地方紙を含む多くの新聞、またインターネット動画サイトでも、給付金の実施によってその可能性をみたBIの導入をめぐって、その賛否両論を含む多様な情報や意見の交換が行われた。その後、コロナ禍の長期化と数回にわたる給付金の延長実施のなかで、BIに関する関心はさらに高まっていった。

⑤2022年の大統領選挙とその後

BIをめぐる議論が一時的ブームに終わらず持続的に行われたことに、政治的な状況が絡み合っていることも指摘しなければならない。政治の現場で、もっとも精力的にBI導入論を展開したのが、京畿道知事の李在明である。かれは、市長を務めた京畿道城南市でBIを実験的に実施した経験があり、その経験をふまえて「1人あたり月50万ウォン」のBIの給付を主張してきた。李在明はコロナ禍のさなかで各種給付金の実施を主導してきた張本人でもある。かれが、2022年の大統領選挙で有力な候補の1人となったことで、BIの実現への期待はさらに高まっていった。

結果的に大統領選挙で李在明が落選し、BIの導入は将来の課題となった。しかしながら、重要なのは、それによって韓国におけるBI導入の必要性が消えたわけではないことである。不安定就労層が増加しつづけるなか、社会保障制度が従来のような機能を果たすことができいない問題は依然として深刻であり、それに対応するためには、BIの導入であれ、従来の社会保障制度の機能強化であれ、何らかの改革の推進が喫緊の課題になっている状況は何も変わっていないからである。近年、BIへの関心は以前に比べると弱くなったとはいえ、アカデミズムの世界でも政治の現場でも、社会保障制度改革とくに不安定就労層の生活保障のための制度改革に向けての議論が活発に行われているのが現状である。

(2)韓国におけるBI構想の政策的文脈とその意味や意義を国際比較の視点から検討すると、以下の通りである。

以上でみてきたように、韓国でBIへの関心が高まった背景には、従来の社会保障制度の限界、

つまり社会保険からもまた公的扶助からもカバーされない不安定就労層が増加している現状がある。そこで、従来の社会保障制度にとって代わる新しい政策としてBIの導入を主張する側と、従来の社会保障制度の枠内で、社会保険と公的扶助の充実とともに新しい社会手当や社会サービスの導入を主張する側の間で論争が行われてきた。

ここで強調したいのは、韓国では、BIの導入に関して、反対論があるものの、賛成論が劣勢にはならず、BIが現実的な改革案として積極的に議論されていることである。日本の社会保障制度改革においてもBIが取り上げられることがある。しかし日本では、どちらかといえば、BIの導入より、従来の社会保障制度の枠内で、社会保険と公的扶助の拡充を図り、同時にその両制度の間に対象別・ニーズ別の社会手当や社会サービスの充実を求める、つまり社会保障制度の機能強化論が優勢であるように見える（埋橋 2011；佐々木・志賀編 2019；宮本 2021 など）。そのような日本の状況に照らしてみると、韓国では、BI賛成論者の主張が、アカデミズムの世界でも政治の現場でも非常に強く、また政策実験も行われるほど、現実味をもっていることは注目し得る。そこには、主に次の2つの要因があると思われる。

①不安定就労層の多さ

非正規労働者や自営業者および個人事業主などの不安定就労層が、社会保障制度からカバーされないという問題は、韓国だけではない。日本を含む多くの先進諸国でも多かれ少なかれみられている。ただし重要なのは、以下にみるように韓国では、社会保障制度からカバーされない不安定就労層が、それらの国に比べて非常に多く、社会全体的にみてむしろ多数派になっていることである。

韓国で不安定就労層が数多く存在していることは、さまざまなデータから確認できる。国際比較可能なカタチで示してみると、たとえば、雇用の時限性を基準とした臨時雇用者の割合は、2019年において韓国は24.4%であり、OECD平均（12.2%）の2倍を超えトップレベルとなっている（日本は15.7%）。また、全体就業者に占める自営業の割合は、24.9%で、OECD平均（15.3%）の1.6倍を超え（日本は10.0%）の2.5倍）、OECD諸国のうちもっとも高いグループに属している。

このような国際比較データとは異なり、韓国国内で、それら臨時雇用者や自営業を含む不安定就労層の多さを示すためにしばしば取り上げられるのが、就業形態別の割合である。韓国では主に「非正規雇用者」と「自営業者」が不安定就労層とみなされる。それらを合わせると、2019年現在、全体の就業者に占めるその割合は5割を超え、多数派となっていることがわかる（52.2%）。このように不安定就労層が多数派になっている韓国の状況は長年変わっていない、むしろそれは、20世紀第4四半世紀からの韓国特有の経済発展過程でカタチ作られ、21世紀に入ってから、経済のサービス化やIT化といった産業構造の変化のなかでより強固なものとなった、いうならば「常態」ともいえるべき状況なのである（金成垣 2022）。

不安定就労層が少数派であれば、社会保障制度が抱える問題も相対的に小さく、従来の制度枠組みのなかで社会保険と公的扶助の拡充、つまり社会保障制度の機能強化による対応が期待できるかもしれない。しかし韓国では、以上のように不安定就労層が多数派となっているがゆえに、社会保障制度の機能強化に比べて「BI導入のコストが相対的に低い」（ユン・ホンシク 2016：1005）とか、BIを導入することで「社会保険、社会手当、公的扶助などさまざまな制度運営に必要なコストが節約できる」（ウォン・ヨンヒ 2017：144-145）とかといった見解が多くみられている。

このように韓国では、不安定就労層が多数派を占めているなかで、従来の社会保障制度から対応するためには、高いコストがかかることが予想され、そこで新しい政策としてのBIが、現実的な改革案として注目されているのである。

②従来の社会保障制度にみる給付水準の低さ

韓国の場合、日本を含む他の先進諸国に比べて従来の社会保障制度の給付水準が低いがゆえに、低い水準のBIであっても、従来の社会保障制度とのコンフリクトが少なく、そのため受け入れられやすい環境にあるといえる。

従来の社会保障制度にとって代わる新しい政策としてBIの導入を試みるさい、そのBIの給付水準が、従来の社会保障制度のそれに比べて低いとなれば、強い抵抗に直面することになる。わかりやすい例をあげてみよう。日本で、BIを論じる研究書や論文をみると、月5~7万円の提案がしばしばみられる（萱野編 2012；原田 2015 など）。その場合、当然ながら従来からある年金制度とのコンフリクトが生じる。つまり月当たりの平均年金額14万7000円（2017年、厚生年金保険（第1号））が5~7万円のBIに代替されるとなれば、年金受給者にはとうてい受け入れられないのである。それに対して、韓国では現在、平均年金額が39万ウォン（約3万5000円、2017年）であり、そのような状況では、たとえば、上記の李在明が提案する「月50万ウォン」のBI導入が、年金受給者に歓迎されることは容易に想像できる。

年金だけではない。雇用保険をみても失業給付の給付水準が、他の先進国に比べて非常に低く、OECD平均の1/3程度の水準である（大統領直属政策企画委員会・関係部署合同 2018：19）。また最後のセーフティネットとされる公的扶助の生計給付は、一般的な相対的貧困率（中位所得の50%）よりはるかに低い中位所得30%以下が給付の基準となっている。これらは、従来の社会保障制度が、それにとって代わる新しい政策としてのBIの導入に大きな妨げにならないことを意味する。

一般的に考えて、社会保障制度改革においては、すでに導入済みの制度に関してそれをめぐる

利害関係や経路依存的制約があるため、新しい政策の導入より、従来の制度枠内での改革が行われやすい。しかしながら韓国の場合、社会保障制度の低い給付水準のなかで、新しい政策としてのBIの導入のハードルが相対的に低いのが現状である。

(3) BIをめぐる韓国の経験が、韓国およびアジアにおける後発福祉国家のゆくえに対して示すインプリケーションについては、以下のように説明することができる。

ここで重要なのが、韓国がなぜ以上のような政策的文脈におかれているのかという点である。それは、韓国が、日本を含む他の先進諸国に比べて遅れて社会保障制度の整備に乗り出した、いわば「後発福祉国家」であることと深くかかわっている。

すなわち、先進諸国の場合、戦後の福祉国家化の過程で共通して、高度経済成長を背景とした「福祉国家の黄金時代」を享受した。それに対して韓国は、それら先進諸国に比べて半世紀以上遅れて、20世紀末以降における定成長のポストフォーディズム時代に社会保障制度の整備に乗り出した。それゆえに、先進諸国のような「福祉国家の黄金時代」を経験することがなかった。「福祉国家の黄金時代」を経験しなかったため、韓国では、社会保障制度改革をめぐると同じような2つの側面からなる政策的文脈が形成され、それが先進諸国に比べてBI構想が活発となり、かつその導入が実質的な意味をもつ条件となったのである。

これまで韓国は、「福祉国家の黄金時代」を経験していないことから、先進諸国に比べて「福祉後進国」といわれるのが一般的であった。しかしながら、以上のようにみると、むしろ韓国は、「福祉国家の黄金時代」を経験していないがゆえに、従来の社会保障制度にとってかわる変革的な政策としてのBI導入への挑戦がより現実的なものになっているといえる。この意味において、韓国におけるBI導入の挑戦は、先進諸国へのキャッチアップではなく、むしろ先進諸国で実現していない道を切り拓く「脱キャッチアップ」の過程、あるいは「飛び越え」の過程として捉えられるのではないだろうか。

じつはこの点、韓国に限らず、福祉後進国あるいは後発福祉国家とされる、日本を除くアジアの多くの国・地域に広く共有する政策的文脈であると捉えてよい。今後、韓国の政策的文脈の示すこのような普遍的意味をふまえ、アジア諸国・地域を対象とした現状分析および政策論的研究を行うことが大きな課題になるであろう。

<参考文献>

- イ・ミョンヒョン (2006) 「福祉国家再編を取り巻く新しい対立軸」『社会保障研究』22(3)。
埋橋孝文 (2011) 『福祉政策の国際動向と日本の選択』法律文化社。(ハンゲル文献)
カン・ナムフンほか (2009) 『即時的で無条件的なベーシックインカムのために』民主労総。(ハンゲル文献)
萱野稔人編 (2012) 『ベーシックインカムは究極の社会保障か』堀之内出版。
ウォン・ヨンヒ (2017) 『生存不安時代、第4次産業革命とベーシックインカム』ノワナメディア。(ハンゲル文献)
金教誠ほか (2021) 『ベーシックインカムを実現する』白桃書房。
金成垣 (2008) 『後発福祉国家論』東京大学出版会。
金成垣 (2016) 『福祉国家の日韓比較』明石書店。
金成垣 (2022) 『韓国福祉国家の挑戦』明石書店。
金成垣編 (2010) 『現代の比較福祉国家論』ミネルヴァ書房。
金成垣ほか編 (2017) 『アジアにおける高齢者の生活保障』明石書店。
クァク・ノワン (2007) 「ベーシックインカムと社会連帯所得の経済哲学」『時代と哲学』18(2)。(ハンゲル文献)
クァク・ノワン (2010) 「分配正義と持続可能な最大のベーシックインカム」『時代と哲学』24(2)。(ハンゲル文献)
クァク・ノワン (2013) 「良い生活とベーシックインカム」『都市人文学研究』7(1)。(ハンゲル文献)
クァク・ノワン (2015) 「搾取および収奪の時空間とベーシックインカム」『韓国哲学思想研究会』21(3)。(ハンゲル文献)
佐々木隆治・志賀信夫編 (2019) 『ベーシックインカムを問いなおす』法律文化社。
ソン・ウンミ 2002 新しい社会的権利としてのベーシックインカム『社会福祉と労働』5。(ハンゲル文献)
大統領直属政策企画委員会・関係部署合同 (2018) 『文在寅政府の「包容国家」ビジョンと戦略』大統領直属政策企画委員会・関係部署共同。(ハンゲル文献)
原田泰 (2015) 『ベーシックインカム』中公新書。
宮本太郎 (2021) 『貧困・介護・育児の政治』毎日新聞出版。
ユン・ホンシク (2016) 「基本所得、福祉国家の代案になりうるのか?」(2016 社会政策連合共同学術大会発表資料)。(ハンゲル文献)

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計8件（うち査読付論文 0件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 金成垣	4. 巻 3191
2. 論文標題 韓国における「社会保険ではいもの」の広がり	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 週刊社会保障	6. 最初と最後の頁 42-47
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 金成垣	4. 巻 22
2. 論文標題 コロナ禍でみえてきた韓国社会の脆弱性と新たな可能性 雇用と社会保障を中心に	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 現代韓国朝鮮研究	6. 最初と最後の頁 1-13
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 金成垣	4. 巻 3134
2. 論文標題 文在寅政権下の社会保障制度改革	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 週刊社会保障	6. 最初と最後の頁 48-53
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 大泉啓一郎・伊藤亜聖・金成垣	4. 巻 49
2. 論文標題 アジア経済社会のデジタル化をどう捉えるか：発展戦略・経済統合・労働市場・行政サービス	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 アジア研究所紀要	6. 最初と最後の頁 11-21
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 金成垣	4. 巻 55 (1・2)
2. 論文標題 韓国福祉国家とアジア (上)	5. 発行年 2024年
3. 雑誌名 アジア時報	6. 最初と最後の頁 29-46
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 金成垣	4. 巻 55 (3)
2. 論文標題 韓国福祉国家とアジア (下)	5. 発行年 2024年
3. 雑誌名 アジア時報	6. 最初と最後の頁 33-44
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 金成垣	4. 巻 3258
2. 論文標題 韓国の深刻な少子化をいかに捉えるか	5. 発行年 2024年
3. 雑誌名 週刊社会保障	6. 最初と最後の頁 42-47
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 金成垣	4. 巻 21
2. 論文標題 20世紀の韓国 なぜ福祉国家の発展がなかったのか	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 韓国朝鮮文化研究	6. 最初と最後の頁 37-61
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計4件（うち招待講演 2件 / うち国際学会 1件）

1. 発表者名 金成垣
2. 発表標題 韓国福祉国家はどこに向かっていくのか 日本との比較を通じて
3. 学会等名 東アジア社会政策研究所開所記念国際学術セミナー「福祉認識の変化と東アジア福祉国家の展望」（招待講演）（国際学会）
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 金成垣
2. 発表標題 これまでの国際比較研究，これからの国際比較研究：日韓を中心に
3. 学会等名 日本社会福祉学会（招待講演）
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 金成垣
2. 発表標題 韓国福祉国家はどこへ向かっていくのか
3. 学会等名 社会政策学会
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 金成垣
2. 発表標題 韓国の社会保障制度改革にみる「脱キャッチアップ的挑戦」
3. 学会等名 アジア政経学会
4. 発表年 2023年

〔図書〕 計4件

1. 著者名 金成垣	4. 発行年 2022年
2. 出版社 明石書店	5. 総ページ数 240
3. 書名 韓国福祉国家の挑戦	

1. 著者名 上村泰裕、金成垣、米澤旦	4. 発行年 2021年
2. 出版社 ミネルヴァ書房	5. 総ページ数 284
3. 書名 福祉社会学のフロンティア	

1. 著者名 埋橋孝文	4. 発行年 2022年
2. 出版社 明石書店	5. 総ページ数 196
3. 書名 福祉政策研究入門 政策評価と指標 第2巻	

1. 著者名 米澤旦、福井康貴	4. 発行年 2024年
2. 出版社 明石書店	5. 総ページ数 296
3. 書名 社会的企業の日韓比較	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------